# 消費税法

# 本試験問題

# 〔第一問〕問1

朋:

A社は、不動産貸付業を営む6月末決算の内国法人であるが、課 税事業者である令和4年7月1日から令和5年6月30日までの課税 期間(事業年度)に行った次の取引に関して、(1)~(3)の間に答えな さい。

A社は、令和5年4月1日に、個人Bとの間で、国内に所在する B所有の居住用家屋(戸建で)について、個人Bを売主、A社を買 まとして、24,200,000円で売買する契約を締結し、同年5月1日に 個人Bから当該居住用家屋の引渡しを受けた。

また、A社は、同日(令和5年5月1日)に、個人Cとの間で、 当該居住用家屋について、A社を貸主、個人Cを借主として、同年 6月1日から1年間、居住用として貸し付け、その賃貸料を1カカ あたり200,000円とする契約を締結し、同日から個人Cに貸し付け た。なお、当該貸付けは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2 条第1項に規定する「旅館業に係る施設の貸付け」には該当しない。 おって、個人B及び個人Cは、いずれも国内に住所を有する本邦 人であり、事業は営んでおらず、A社以外の内国法人に勤務している。

- (1) 上記居住用家屋の売買がA社において消費税法上の課税仕入れとなるかどうかについて、「課税仕入れ」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。
- (2) 上記居住用家屋の売買がA杜において消費税法上の課税仕入れとなる場合、当該課税仕入れに係る消費税額が消費税法第30条第1項(仕入れに係る消費税額の控除)の規定による仕入税額控除の対象となるかどうかについて、「居住用賃貸建物」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。
- (注1) A社における課税仕入れについては、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されている。
- (注2) A社は消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係 る消費税額の控除の特例》に規定する簡易課税制度の適用 を受けていない。

# [第一問] 問2(2)

(2) 食品卸売業を営む内国法人E社は、飲食店業を営む内国法人F 社に対して、F社が経営するレストランで提供する食事の食材(肉類) を販売した。E社がF社に対し行う食材(肉類)の販売に係 る消費税の税率について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。

# 〔第一問〕問2(3)

(3) 機械製造業を営む内国法人G社は、取引先の内国法人日社に対する商品販売に係る売掛金債権及び取引先の内国法人I社に対する資金融通に係る貸付金債権について、取引先の内国法人J社へ有償で譲渡した。G社が行う上記売掛金債権及び貸付金債権の譲渡について、消費税が課されるかどうか、また、課税売上割合の計算上、注意すべき点を述べなさい。

# TAC予想問題

- ●直前対策補助問題 第4回〔第一問〕問1
- 問1 次の(1)・(2)の問に答えなさい。
  - (1) 「資産の譲渡等」、「課税資産の譲渡等」及び「課税仕入れ」 の定義について述べなさい。

なお、消費税法施行令に定める事項について触れる必要はな

また、消費者が中古車販売会社に中古車を売却した場合には、売り手である消費者においては資産の譲渡等とならない反面、買い手である中古車販売会社において課税仕入れとなる。そのようになる理由を上記を踏まえて簡潔に述べなさい。

- ●実力完成答練 第2回〔第一問〕問1(1)
- 問1 次の(1)から(3)までの各間に答えなさい。
  - (1) 居住用賃貸建物の意義及び消費税法第30条第10項に規定する 居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限について述べなさ い。
- ●合格情報補助問題〔第一問〕問2(2)

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、令和4年3月1日に3 階建ての建物X(高額特定資産に該当する。)を取得し、当該建物 を居住用として賃貸のように供した。甲社の建物Xを取得した課税 期間の消費税の申告について、当該建物は居住用賃貸建物に該当す るため、その課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象とならな かった。

その後の建物 X の利用状況、家賃収入等の状況及びその他の事項は、以下のとおりである。

① 利用状況

令和5年5月に建物の一郎(1階部分)を1日賃借人との契約 解除後、新賃借人との間でテナント用(居住用以外)として貸貸 借契約を結び賃貸を開始した。

なお、2階及び3階部分は建物の貸付間始以降、用途の変更は 生じていない。

- ② 家貨収入等の状況
  - イ 令和4年3月に取得した建物の謀税仕入れ等の税額 500万円
  - ロ 令和4年3月から令和6年3月までの居住用賃貸部分の賃料 合計 200万円
  - ハ 令和5年5月から令和6年3月までのテナント用賃貸部分の 賃料合計 50万円(税抜)
- ③ その他の事項
  - イ 甲社は3月末決算法人であり、事業年度は毎年4月1日から 翌年3月31日までである。
- ロ 甲社は簡易課税制度の適用は受けておらず、継続して課税事業者に該当している。
- ハ 甲社は建物 X を令和 6 年 3 月31日において保有している。

上記の事項を前提として、甲社における当課税期間(令和6年3月期)の仕入税額控除につき留意すべき取扱いについて概要(税額計算を含む。)を触れるとともに根拠規定を述べなさい。

- ●直前対策補助問題 第3回〔第一問〕問2
- (1) 軽減税率が適用される取引について簡潔に述べなさい。
- (2) 以下の文章について、正誤及びその理由を述べなさい。
  - ① 法人Aはキッチンカーで弁当を製造し販売している。弁当は、公園のベンチをはで販売し、顧客がその公園のベンチを利用して飲食しているため、軽減税率を適用していない。
    - なお、公園のベンチは、公園の設備設置者と法人Aとの間の 合意に基づき顧客に利用させるものではなく、誰でも利用でき るものである。
- ●理論ドクター P203
  - 10. レストランへの食材の販売

当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

- ●直前対策補助問題 第1回〔第一問〕問2
- 問2 消費税法施行令第48条第1項に規定する課税売上割合の計算 方法について簡潔に述べた上で、売掛金を該渡した場合及び貸 付金を譲渡した場合における課税売上割合の取扱いについて、 注章すべき点をそれぞれ述べなさい。

なお、消費税法第31条《非課税資産の輸出等があった場合の 仕入れに係る消費税額の控除の特例》及び消費税法施行規則に 係る部分については触れる必要はない。

#### 〔第二問〕問1

(3) 甲社は前課税期間まで継続して免税事業者であったが、当課税 期間に初めて消費税の課税事業者となった。なお、翌課税期間も 課税事業者である。

#### 〔第二問〕問1

り 棚卸の内訳は、次のとおりであり、棚卸資産については、品名、数量及び取得に要した費用の額が記載された明細書が法令に従って適正に保存されている。なお、期首棚卸高は全で前課税期間(令和3年10月1日から令和4年9月30日までの課税期間)に国内で仕入れた商品等に係るものであり、消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引はない。

品目	期首棚卸高	期末棚卸高
保険調剤及び自由調剤に係る調剤 薬品等	14,052,951円	15,743,235円
市販薬 (医薬品等に該当するもの)	120,487円	178,152円
栄養ドリンク・健康食品 (医薬品 等に該当するものはない。)	88,387円	90,278円
化粧品	1,835,625円	2,528,075円
合 計	16,097,450円	18,539,740円

#### 〔第二問〕問1

- ネ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。
- (4) 営業用車両の売却益(売却価額は2,120,000円) 1,082,360円 なお、売却代金の他にリサイクル預託金14,330円が返還され ている。

#### 〔第二問〕問2

X株式会社(以下「X社」という。)は、不動産業を営む法人である。X社の令和5年1月1日から令和5年9月30日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

(1) X社の事業年度 (課税期間) の状況は次のとおりである。なお、 第5期から第8期までの各課税期間に係る基準期間における課税売 上高は1千万円を超えている。

事業年度 (課税期間)	期	間
第5期	自令和2年7月1日	至 令和 3 年 6 月30日
第6期	自令和3年7月1日	至 令和3年12月31日
第7期	自令和4年1月1日	至 令和 4 年12月31日
第8期(当課税期間)	自令和5年1月1日	至 令和5年9月30日

## 〔第二問〕問2

- (6) X社は、設立以来「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法 第9条第4項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・ 変更届出書」(消費税法第19条第1項に規定する届出書)、「消費 税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する 届出書)及び「課税売上割合に準ずる割合に係る承認申請書」(消 費稅法施行令第47条第1項に規定する申請書)を提出したことは ない。
- (2) X社の各課悦期間の課税売上割合は次のとおりである。

(単位	:	円)

			( ) 100
課税期間	第5期	第6期	第7期
課税売上割合	396,325,963 416,922,055	168,162,961 228,339,671	319,652,693 951,304,688

- ●実力完成答練 第2回〔第二問〕問1
  - 1 甲の当課税期間前の各課税期間の取引等の状況 甲の当課税期間前の各課税期間の取引等の状況は、次のとおり である。

甲の令和2年及び令和3年はいずれも消費税法第9条第1項 (小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定の適用を受けてい るまた、各課税期間の課税売上割合等の計算については、次の 取引の状況以外は考慮する必要はない。

- ●実力完成答練 第1回〔第二問〕問1 3 ニ へ
  - ニ「期首商品棚卸高」の内訳は、次のとおりである。
  - (イ) 令和4年中に国内の他の事業者から仕入れたもの 82,712円
  - (ロ) 令和4年中に取引先(ドイツ)から輸入したもの 58,300円 上記金額は、課税貨物に係る課稅標準である金額50,000円、 課稅貨物の引き取りに係る消費稅額3,900円及び地方消費稅額 1,100円並びに当該課稅貨物の販売等のために直接要した課稅 任 大 h 3,300円の合計額である。
  - へ 「期首商品棚卸高」は、全て令和5年10月以降に国内で仕入れ た商品に係るものである。
- ●全国公開模試〔第二問〕問1(5)ヌ
  - ヌ 「固定資産売却益」は、当課税期間の6月に車両P(下記6)参照) を中古車買取業者に譲渡したことにより計上したものであり、売 却代金5,400,000円から車両の帳簿価額623,020円と自動車リサイ クル法に係るリサイクル預託金26,980円を控除した金額を計上し ている。
- ●全国公開模試〔第二問〕問1
  - 問1 甲株式会社(以下「甲社」という。)は、不動産業を営んでいる法人である。甲社の令和5年4月1日から令和5年9月30日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。
    - (3) 甲社の前事業年度以前の各事業年度 (課税期間) 取引の状況 等は、次のとおりである。

	設立事	業年度
取引の状況	自令和2年1月1日	自令和2年7月1日 至令和2年12月31日
	至令和2年6月30日	王节和2平12月31日
I 資産の譲渡等の金額	3,585,015円	20,230,402円
うち非課税取引に係るもの	5円	621,230円
Ⅱ 支払給与等の金額	900,000円	1,800,000円

	前々々等	<b>事業年度</b>
取引の状況	自令和3年1月1日	自令和3年7月1日
	至令和3年6月30日	至令和3年12月31日
I 資産の譲渡等の金額	32,585,342円	67,091,534円
うち非課税取引に係るもの	29,229,200円	59,632,003円
Ⅱ 支払給与等の金額	2,200,000円	2,200,000円

	取引の状況		前々事業年度		前事業年度
			自令和4年1月1日	自令和4年7月1日	自令和4年10月1日
			至令和4年6月30日	至令和4年9月30日	至令和5年3月31日
	Ι	資産の譲渡等の金額	150,585,030円	82,091,551円	170,591,170円
		うち非課税取引に係るもの	137,318,150円	53,677,550円	83,159,090円
	I	支払給与等の金額	2,200,000円	1,200,000円	2,800,000円

- ●実力完成答練 第1回〔第二問〕問2【資料】1
  - 1 各課税期間の売上げに関する事項

甲社は設立以来3月末決算法人であり、前々期(令和3年4月 1日から令和4年3月31日まで)、前期(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)及び当期における売上高の状況は、次の とおりである。なお、課税売上高(免税取引に係るものはない。) はいずれも超込金額である。

また、甲社は設立以来消費税法第9条第1項《小規模事業者に 係る納税義務の免除》の規定の適用を受けた課税期間はなく、簡 易課税制度選択届出書(消費税法第37条第1項に規定する届出書) を提出したことはない。

Γ		前々期	前 期	当 期
10.00	課税売上高	322,068,867円	458,129,375円	1,008,442,621円
1	非課税売上高	3,981,348円	302,330,700円	1,443,078,588円

(注) 当期の非課税売上高には非課税資産の輸出売上高が111,000 円含まれている。

#### 「第二問〕問2

イ 不動産の賃貸事業に係る収入

全ての賃貸借契約において貸付けの用途は明らかにされており、当該賃貸借契約上の貸付期間はいずれも1月以上であり、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する「旅館業に係る施設の貸付け」に該当するものはない。

(イ) ビルAに係るもの 17,938,801円 X社は、本社社屋として使用しているビルAの一部を貸し付けており、貸付け等に係る収入の内訳は次のとおりである。

単位:円)

			(本位・11)
用途	家賃・共益費	駐車場使用料(注1)	その他の収入
店舗用	4,316,400	323,400	0
事務所用	6,493,519	0	1,155,582(注2)
居住用	5,078,000(注3)	485,100	86,800(注4)

- (注1) ビルAに隣接するX社所有のアスファルト敷の駐車場(駐車スペースが区画されている。) を月極で貸し付けていることによる収入である。
- (注2) 賃貸借契約を中途解約して契約期間前に退去した入居者 から、契約に基づいて収受した、残存期間の家賃・共益費 相当額の違約金収入である。
- (注3) 近隣に所在する外国の大使館に派遣されている大使館員から収受した家賃1,260,000円及び共益費84,000円が含まれている。
- (注4) 退去者に返還する保証金から差し引いた原状回復工事に 要した費用相当額である。

(ロ) マンションBに係るもの 17,036,000円 X社は、当課税期間に5階建の中古マンションBを購入し、居住用の賃貸マンションとして貸付けの用に供している。なお、1階から3階は近隣法人の借上社宅(当該近隣法人は従業員に居住用として有償で貸し付けている。)として貸し付けており、当課税期間の貸付け等に係る収入の内訳は次のとおりである。(単位:円)

用途	家賃・共益費	預り保証金
居住用(社宅)	7,479,000	1,662,000
居住用	6,455,000	1,440,000(注)

(注) 当該預り保証金のうち、50%は、契約において契約締結 後は返還を要しない旨が定められているものである。

## 〔第二問〕問2

- ロ 不動産の販売事業に係る収入
- (イ) Dビル (テナント用ビル) 362,603,000円 第7期に購入した中古物件を、令和5年1月16日に販売して いる。上記金額には、土地部分の収入金額142,879,000円が含ま れている。
- (ロ) Eアパート (新築) 246,991,000円 第7期に着工し、当課税期間に完成した物件を、令和5年3 月23日に販売している。上記金額には、土地部分の収入金額 108,695,900円が含まれている。
- (ハ) F土地 401,629,000円 第6期に購入した土地を、令和5年6月7日に販売している。

# 〔第二問〕問2

- ハ その他の不動産事業に係る収入
- (イ) 不動産売買の仲介手数料収入 (ロ) 不動産管理の代行手数料収入

18,542,870円 8,055,930円

( ) | | | |

ハ その他の不動産事業に係る支出 国内における課税仕入れに該当するものは、不動産売買の仲介 業務に係るもの9,022,680円及び不動産管理の代行業務に係るもの 2.163,480円である。 ●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1【資料】(5)イ(ン)A

(ハ) 不動産賃貸収入 757.743.400円 上記金額の内訳は、次のとおりである。なお、すべて契約の用 途通りに使用されている。

A 居住賃貸用マンション I の賃貸に係る収入 743,944,000円 マンションは、すべて住宅用であり、貸付期間は 1 か月以上 となっている。

収入の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

				(中位・11)
区		分	入居者本人との契約	社宅として使用する法人との契約
家		賃	526,258,000	130,413,000
共	益	費	46,575,000	17,607,000
駐耳	基場賃:	貸料	23,091,000	=

なお、共益費は共用スペースの清掃費及び水道光熱費に充て るためのものであり、駐車場賃貸料はマンションの居住者との 間でマンションとは別個に契約しているマンションの隣接地に ある月極め駐車場の賃貸に係るものである。

また、入居者本人との契約に係るもののうち家賃16,871,000 円及び共益費1,833,000円は甲柱の社員に対する賃貸に係るもの であり、同じく入居者本人との契約に係るもののうち家賃 4,649,000円及び共益費411,800円並びに駐車場賃貸料485,760円 は本邦にある外国の大使館に派遣されてきている外国の書記官 に対する賃貸に係るものである。

- ●全国公開模試〔第二問〕問1 (5) ロ (イ) (ハ) (二) (ホ)
  - ロ「不動産販売事業収入」の内訳は、次のとおりである。

なお、各土地付建物の売却代金で課税資産の譲渡等に係るもの とその他の資産の譲渡等に係るものとに区分されているものにつ いては、それらの金額ば合理的に区分されたものであるものとす ス

- (イ) f建物 (タワーマンションの1室) 91.995,200円 前課税期間の3月に締結された売買契約に基づき当課税期間 の5月1日に売却したもので、上記金額は、敷地権分の金額 28.332,000円と建物分63,663,200円の合計額である。
- (ツ) h土地 (宅地) 54,710,000円 当課税期間の5月に造成工事を行い、7月7日に非居住者 (国内に住所及び居所を有していない者である。)に対して売却 したものである。
- (二) i 建物 (3 階建てのビル) 50,200,000円 当課税期間の8月31日に売却したもので、上記金額は、土地 分27,870,000円と建物分22,330,000円の合計額である。
- (井) j建物(4階建ての居住用マンション1棟) 134,000,000円 当課税期間の9月1日に不動産賃貸業を営む a社(以下「a 社」という。)に対して売却したもので、上記金額は、土地分 87,100,000円と建物分46,900,000円の合計額である。
- ●全国公開模試〔第二問〕問1(5)ハヘ
  - ハ 「その他事業収入」の内訳は、次のとおりである。
  - (イ) 土地の売買の仲介をしたことによる仲介手数料収入

1,056,000円

- (ロ) 土地付建物(住宅用)の売買の仲介をしたことによる 仲介手数料収入 726,000円
- 、「その他事業原価」の内訳は、次のとおりである。
- (イ) 広告直伝費 上記金額の内訳は、次のとおりである。

87,720円

A 土地の売買の仲介に係るもの 52,000円 B 土地付建物(住宅用)の売買の仲介に係るもの 35,720円